

〈土地関係〉

- ①住宅用地の課税標準の特例措置の拡充

(現行)	(改正後)
・一般住宅用地	価格の1/2 → 価格の1/3
・小規模住宅用地(200㎡まで)	価格の1/4 → 価格の1/6
- ②評価の上昇割合の高い宅地に対する暫定的な課税標準の特例措置の導入

(現行)	(改正後)
・評価の上昇割合の高い宅地	特例措置なし → 評価の上昇の程度に応じて価格の3/4~1/2
- ③宅地について、よりなだらかな税負担となるような負担調整措置の実施

●①~③の措置により、平成6年度から平成8年度までの各年度分の固定資産税は、次の算式により計算されることになります。

(算式) $\text{前年度の課税標準額} \times \text{負担調整率} \times \text{税率} = \text{当年度の税額}$

区分	評価の上昇割合※	負担調整率
住宅用地	3.6倍以下のもの	1.05
	3.6倍を超え、4.8倍以下のもの	1.075
	4.8倍を超え、6.75倍以下のもの	1.1
	6.75倍を超え、15倍以下のもの	1.15
	15倍を超えるもの	1.2
非住宅用地	2.4倍以下のもの	1.05
	2.4倍を超え、3.2倍以下のもの	1.075
	3.2倍を超え、4.5倍以下のもの	1.1
	4.5倍を超え、10倍以下のもの	1.15
	10倍を超え、18倍以下のもの	1.2
	18倍を超えるもの	1.25

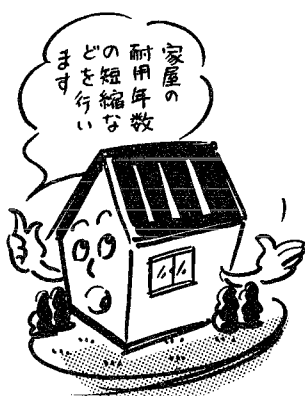
※評価の上昇割合とは、平成6年度評価額を、原則として平成3年度評価額で除して得たものです。

〈家屋関係〉

- 家屋の評価を見直し、税負担を軽減します。
- 家屋の耐用年数の短縮

(現行)	(改正後)
・木造住宅	24年 → 20年
	32年 → 25年
・非木造住宅・アパート(鉄筋)	70年 → 60年
事務所(鉄骨)	50年 → 45年
工場(鉄骨)	40年 → 35年
- 非木造の住宅・アパートの初期減価の引下げ

(現行)	(改正後)
	0.9 → 0.8
- 在来分の家屋(既に課税されている家屋)の3%減価



税負担はどうなる
総合的かつ適切な調整措置を講じることによって、税負担の急激な増加を抑えます。

固定資産税の評価替えと税負担

その2



農業委員会委員選挙人名簿の縦覧について

農業委員会等に関する法律第十條による平成六年一月一日現在において登録資格を有する者を、二月十八日に農業委員会委員選挙人名簿に登録しますので、

左記により縦覧します。

- ◆縦覧場所 小須戸町役場(選挙管理委員会事務局)
- ◆縦覧期間 二月二十三日から三月九日迄(土曜・日曜を問わず午前八時三十分から午後五時迄)

所得税と住民税の申告は2月16日からです

平成五年分所得税の確定申告及び住民税の申告は二月十六日から受付が始まり、三月十五日までが申告期限です。期限間近になりますと混雑し長時間お待ちいただくこととなりますので、できるだけ早めに申告を済ませてください。尚、日程を指定された方は、その日にお願いたします。

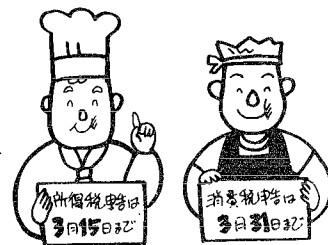
所得税

- ◎確定申告をしなければならぬ人
 - 一、事業をしている人。不動産収入のある人。土地や建物を売った人などで、平成五年中の所得金額の合計が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人。
 - 二、サラリーマンで、給与の年収が一千万円を超える人。
 - 三、給与所得や退職所得以外の所得金額が二〇万円を超える人。
 - 四、二ヶ所以上から給与(年金受給者含む)を受けている人。
- ◎確定申告をすれば税金が還付される人
 - 一、確定申告をしなくてもよいサラリーマンでも、雑損控除(雪下ろし費用含む)や、医療費控除、住宅取得等特別控除などが受けられる人。
 - 二、平成五年の途中で会社を退職した後、就職しなかった人で

住民税

- ◎住民税の申告をしなければならぬ人
 - 一、平成五年一月一日から十二月三十一日までの間に所得(年金含む)のあった人。
 - 二、国保加入者。
 - 三、扶養家族として証明書が必要な人。
 - 四、生命保険や医療費控除を受けようとする人。
- ◎申告に必要な書類等

確定申告や住民税の申告には印鑑、源泉徴収票、各種領収書、証明書などご持参のうえ申告してください。



消費税

各申告書は、町・県民税や国民健康保険税等を計算する基礎資料となるばかりでなく、各種証明事務の資料にもなりますので、該当項目に正しく記入し期限までに申告してください。

個人事業者の方の消費税の確定申告は、一月一日から三月三十一日までとなっています。

所得税の環付申告をされる方へ

環付申告書は、二月十六日以前でも各税務署で受付けておられますので、なるべく早く申告されますことをおすすめいたします。

◎環付金の口座振込みについて
所得税の環付を受けられる納税者には口座振込みをおすすめいたしておりますので、申告の際、納税者ご自身の預金口座番号が必要となります。

土地や建物を売ったときは

譲渡した土地や建物については他の所得と合わせて所得税の確定申告が必要となります。

納税相談日のご利用を!

確定申告の期間中、下記により「納税相談」が実施されますのでご利用ください。

◎営業、譲渡、贈与関係者
日時 三月三日(木)・四日(金)
受付時間 午前九時三十分より十一時まで
午後一時より三時三十分まで
会場 役場二階研修室

安全 便利な 振替納税

確定申告により所得税を納税する方は、ぜひ安全で、便利な振替納税をご利用ください。

利用されますと、納税のための手数料が少なく、ついうっかり納期限を忘れて滞納してしまつたなどの事がなく、大変便利です。

ご利用なさる方は、金融機関名、口座番号、通帳の印鑑が必要ですから、確定申告の際ご持参ください。